

第5章 推進と評価の仕組み

1. 計画推進の考え方

総合的な環境施策を推進し、持続可能な地域社会を築くため、市民・事業者・市のパートナーシップによる協働を基本的な考え方とします。

全てのパートナーシップによって相乗効果をもたらすような取組を進めます。

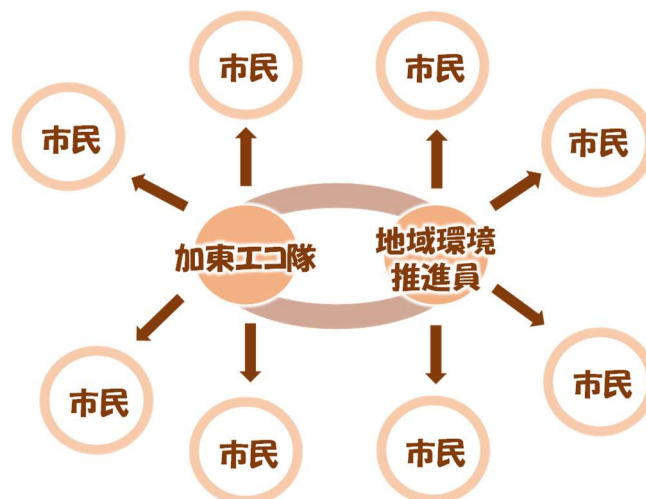
2. 計画の推進体制

環境課題が身近なものであり、早急に対策・対応が必要であることを、多くの市民に認識してもらうため、環境活動の「環」をつくり、その「環」を広げることによって取組を進めます。

市民の「環」

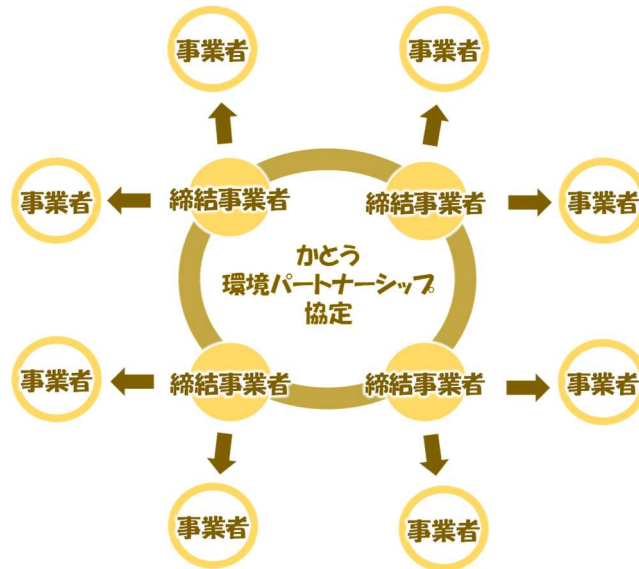
本市の地域力を活かし、環境分野においても地域との協働により環境活動の「環」を広げることを目的に、各地区に「地域環境推進員」を配置します。

加東エコ隊および地域環境推進員を通して全市民に環境活動の「環」が広がるよう取組を進めます。



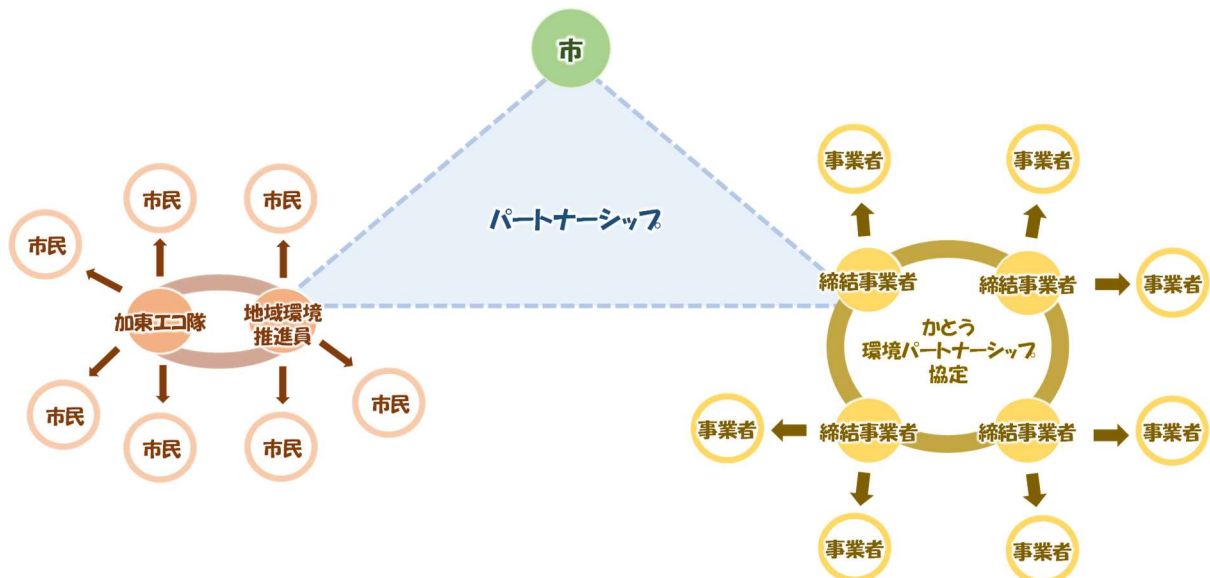
事業者の「環」

かとう環境パートナーシップ協定締結事業者が中心となり、事業者へ活動の呼びかけや情報提供等を通じて、活動の「環」を広げます。

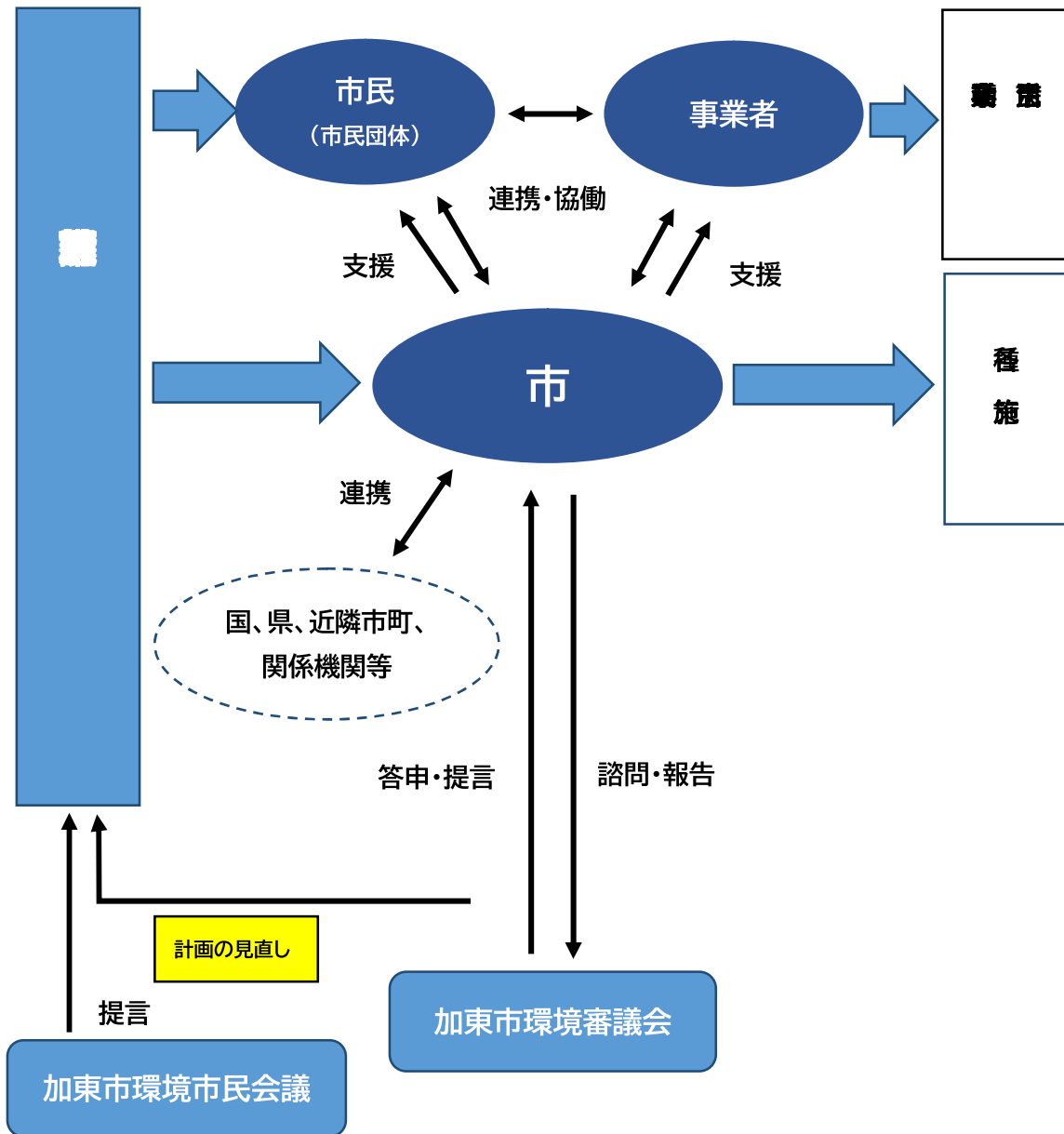


市民・事業者・市のパートナーシップ

各主体の中心を担う加東エコ隊および地域環境推進員、かとう環境パートナーシップ協定事業者、市が中心となり、それぞれのパートナーシップのもと計画を推進することを基本的な考え方とします。



計画の推進体制



<環境審議会>

市長の諮問機関として環境施策に関する事項について調査、審議を実施します。

<施策の進捗状況の公表>

施策の進捗状況および、本市の環境の状況を毎年「環境基本計画年次報告書」にて取りまとめ、報告に示した情報を共有することで、市民・事業者・市の協働による取組の推進を目指し、それぞれが環境保全のための行動を起こすきっかけとなるようにします。